

○宇多津町産業資料館の設置及び管理に関する条例

平成20年12月18日 条例第30号

宇多津町産業資料館の設置及び管理に関する条例

宇多津町産業資料館の設置および管理に関する条例（昭和63年条例第11号）の全部を次のように改正する。

（設置）

第1条 町の産業資料の継承並びにうたづ臨海公園利用者の利便の向上に資するため、宇多津町産業資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

（愛称及び位置）

第2条 資料館の愛称及び位置は、次のとおりとする。

愛称	位置
うたづ海ホテル	宇多津町浜一番丁4番地

（事業）

第3条 この資料館は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）別表第1に掲げる資料館の運営に関すること。
- （2）資料館利用者への休憩の場の提供に関すること。
- （3）地域の情報発信に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、資料館の設置目的を達成するために必要な事業

（利用料）

第4条 資料館を使用しようとする者は、別表第2に定める利用料を納付しなければならない。

（利用料の減免）

第5条 町長は、公益上特に必要があると認めるときは、利用料を減額又は免除することができる。

（利用料の還付）

第6条 既に納付された利用料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用の制限）

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、資料館への入場を拒み、若しくは資料館からの退場を命ずることができる。

- （1）資料館の秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがあると認められる者

(2) 資料館を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(3) その他資料館の管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第8条 資料館を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、町長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、その義務を免除することができる。

(指定管理者)

第9条 町長は、資料館の管理運営上必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に資料館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第10条 前条の規定により指定管理者に資料館の管理を行わせる場合は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条に掲げる業務

(2) 資料館利用の許可に関すること。

(3) 利用料の徴収に関する業務

(4) 入場の拒否及び退場の命令に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、資料館の運営に関して、町長が必要と認める業務

2 前項の場合における第7条と第8条の規定の適用については、これらの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第11条 町長は、資料館の管理を第9条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に資料館の目的外使用以外の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、第4条の規定にかかわらず別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようするときも、また同様とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に資料館の管理を行わなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成21年4月規則第14号で、同21年4月1日から施行)

別表第1 (第3条関係)

うたづ海ホテルの構成施設	
本館	情報発信コーナー 映像展示コーナー 展示コーナー 休憩所 会議室 町民プラザ・屋外プラザ 公衆便所
復元塩田	塩田 釜屋

別表第2 (第4条、第11条関係)

区分		利用料
本館	展示コーナー・休憩所	(1年以上の場合) 1平方メートル当たり 月額1,061円 (1年未満の場合) 1坪当たり 日額1,500円
	会議室	1時間当たり 500円
	町民プラザ・屋外プラザ	1坪当たり 日額1,500円
復元塩田	塩田作業体験	1回当たり

	1,500円（5名を超える場合は、1名につき200円を加算）
--	--------------------------------